

竹原市民生産業委員会

平成27年9月10日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第47号 竹原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第53号 平成27年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 3 議案第54号 平成27年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第1号)

(その他議案関連報告)

- 1 一般会計補正予算(第2号)について
(市民健康課・まちづくり推進課・福祉課・子ども福祉室・
産業振興課・都市整備課 報告)

(行政報告)

- 1 平成27年度建設工事執行状況について
(産業振興課・都市整備課・建設課・上下水道課 報告)

(所管事務調査)

- 1 ○○について(協議)

(その他)

- 1 決算特別委員会委員選出について(協議)

(平成27年9月10日)

出席委員

氏 名	出 欠
高 重 洋 介	出 席
井 上 美 津 子	出 席
松 本 進	出 席
宇 野 武 則	出 席
宮 原 忠 行	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席

委員外議員出席者

氏 名
脇 本 茂 紀
北 元 豊
川 本 円
堀 越 賢 二
山 元 経 穂
竹 橋 和 彦
今 田 佳 男

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西 口 広 崇
議会事務局次長 住 田 昭 徳
議事庶務係主事 前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	細 羽 則 生
市 民 生 活 部 長	今 榮 敏 彦
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨
市 民 健 康 課 長	森 重 美 紀
ま ち づ く り 推 進 課 長	國 川 昭 治
福 祉 課 長	平 田 康 宏
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由
産 業 振 興 課 長	桶 本 哲 也
建 設 課 長	大 田 哲 也
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司
上 下 水 道 課 長	木 村 忠 志

午前10時04分 開会

委員長（高重洋介君） ただいまの出席委員は7名であります。

定足数に達しておりますので、9月定例会の民生産業委員会を開会致します。

副市長の方から何かございますか。

副市長。

副市長（細羽則生君） 改めましておはようございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中委員会を開催頂きまして、ありがとうございます。

委員会付託という形をとらせて頂きまして、最初の委員会ということでございます。本委員会におきまして3議案を提案させて頂いて、御審議頂くということになっております。その他、行政説明事項ということもございますので、あわせて慎重な審議の方をよろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） では、これより審議に入ります。

それでは、本委員会に付託されました諸議案を一括上程致します。

本案の概要について順次理事者の説明を求めます。

なお、理事者からの説明は以後座ったままで行ってもらって頂いて結構でございます。

それでは、説明の方をよろしくお願い致します。

市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 皆さんおはようございます。

それでは、市民生活部関係の付託案件につきましては、先ほど委員長から通告がありましたとおり3件ということでございます。議案の説明の流れでございますが、議案及び議案参考資料と配付をさせて頂きましていわゆる補足説明資料に基づいて、あわせて説明を進めさせて頂きたいと思っておりますので、その点よろしくお願い致します。

なお、本日配付で冊子を1部配付させて頂いておりますので、これもあわせて御参照頂くようよろしくお願いを致します。

それでは、担当課長の方から随時説明をさせて頂きます。よろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） 市民健康課長。

挙手の上。

市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） 市民健康課から議案第47号竹原市手数料条例の一部を改

正する条例案について説明します。

議案については37ページ、議案参考資料27ページをお開きください。

議案参考資料で説明させていただきます。

この条例案の提案の要旨は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行などに伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるなどするものです。

2、改正の内容について説明します。

1の通知カード及び個人番号カード再交付手数料についてですが、通知カードの再交付手数料を1件500円、個人番号カードの再交付手数料を1件800円と定めるものです。通知カードは10月以降に簡易書留で送付されます。紙製のカードで氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されますが、顔写真は記載されません。個人番号カードは郵送またはオンラインで申請することによって取得でき、来年1月以降原則として御本人が市町村の窓口に出向き、本人確認を行った上で受け取ることになります。個人番号カードはプラスチック製のカードで、表面には氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真が記載され、裏面にはマイナンバーが記載されます。

初回の交付に伴う費用につきましては、国においてその費用を負担するため無料となっておりますが、再交付時に伴う費用につきましては、国庫補助の対象とされないため手数料を定めるものであります。金額につきましては、それぞれの原資、ICカードの購入原価及び他市町の状況等を考慮して設定しております。

次に、2、住民基本台帳カードの交付、再交付に係る手数料の廃止についてですが、個人番号カードの交付開始に伴い、住民基本台帳カードは12月末で交付を終了することとなるため住民基本台帳カードの交付に伴う手数料について廃止するものです。現在交付されている住民基本台帳カードにつきましては、有効期限まで引き続き使用することが可能ですが、個人番号カードの交付を希望される場合には返却頂くことになります。

次に、3、その他所要の規定の整理につきましては、住民基本台帳の台帳法の一部が改正されたことに伴い、条例中で引用している同法の条項にずれが生じたことに対応するものです。

3の施行期日につきましては、2の3、条項ずれの整理につきましては公布の日を、2の1のア、通知カードの再交付手数料については平成27年10月5日を、2の1のイ、個人番号カードの再交付手数料及び2の2、住基カードの交付、再交付に係る手数料の廃

止については平成28年1月1日を施行期日としております。

竹原市手数料条例の一部を改正する条例案の説明は以上です。

委員長（高重洋介君） 続いて。

市民健康課長（森重美紀君） では続きまして、市民健康課から平成27年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明します。

議案補足説明資料で説明させていただきます。

1の1ページをお開きください。

今回の補正予算案の概要としては、過大交付となった国庫支出金等を返還するために必要とする予算を歳出予算に計上するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,383万円を追加するものであります。

内訳は、歳入は国民健康保険財政調整基金繰入金3,921万2,000円と、前年度繰越金461万8,000円、歳出は償還金利子及び割引料4,383万円を計上しております。

それでは、内容について説明致しますので、1の2ページをお開きください。

まず、2の歳出について説明致します。

療養給付費等負担金過年度返還金につきましては、平成26年度療養給付費等負担金について事業精算に伴い超過額が発生したため、返還金の増額補正を行うものです。理由と致しましては、療養給付費等負担金は平成26年3月から10月診療分までの医療費の実績をもとに1年間を見込み概算交付されておりますが、11月以降の実績が見込みを下回ったため3,952万8,000円の返還金が生じたものです。

次に、退職者医療療養給付費等交付金過年度返還金につきましては、平成26年度退職者医療療養給付費等交付金について、事業精算に伴い、超過額が発生したため返還金の増額補正を行うものです。

理由と致しましては、退職者医療療養給付費等交付金は、社会保険診療報酬支払基金の内示額で概算交付されておりますが、実績が交付額を下回ったため328万9,000円の返還金が生じたものです。

次に、特定健康診査・保健指導負担金過年度返還金につきましては、平成26年度特定健康診査・保健指導負担金国庫、県費について事業精算に伴い超過額が発生したため、返還金の増額補正を行うものです。理由と致しましては、事業対象の特定健康診査受診者を1,974人と見込んでおりましたが、実績は1,681人と下回ったため、国庫、県

費、それぞれ50万7,000円の返還金が生じたものです。

続いて、1の歳入について説明致します。

歳入の国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、平成27年度歳入調整のため3,921万2,000円の増額補正を行うものです。実施見込み額が1億3,785万1,000円、予算計上額が9,863万9,000円、補正額が3,921万2,000円となっております。

次に、前年度繰越金につきましては、平成26年度決算において生じた繰越金461万8,000円について全額予算化するものです。

平成27年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明は以上です。

委員長（高重洋介君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） それでは、福祉課の方から議案第54号平成27年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明致します。

同じく議案等補足説明資料の3の1ページをお開きください。

今回の介護保険特別会計の補正予算につきましては、必要額以上に交付されました国庫支出金等を返還するための予算を計上するものでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,679万4,000円を追加し、そういった内容となっております。

まず、歳入でございますが、前年度繰越金を全額予算化するとともに、国庫支出金支払基金交付金、県支出金の過年度分の追加額を計上致しております。

内容につきましては、3の3ページ、3の4ページにより御説明を致します。

まず、3の3ページでございますが、今回は地域支援事業交付金につきまして、それぞれ国庫補助金、支払基金交付金、3の4ページでございます県補助金につきまして、平成26年度交付金について追加交付が生じたため補正を行うものでございます。理由につきましては、平成26年度に国の内示額に基づき申請を行い、概算交付された交付金につきまして精算により追加交付が生じたものでございます。

内訳につきましては、国庫補助金につきまして121万3,000円、支払基金交付金につきまして54万6,000円、3の4ページの県補助金につきまして60万6,000円を補正するものでございます。

3の4ページの（4）番でございますが、繰越金につきましては平成26年度介護保険特別会計におきまして決算により繰越金が生じたため1,442万9,000円を補正す

るというものでございます。

続きまして、歳出について御説明致します。

戻って頂きまして、3の2ページをお開きください。

諸支出金、償還金利子及び割引料、償還金につきまして、介護給付費交付金等の返還に要する経費と致しまして、過年度返還金1,748万6,000円の追加計上を行うものでございます。

もう一つが、ちょっと上段になりますけど、上の段のが基金積立金、介護給付費準備基金積立金につきましては、基金管理に要する経費と致しまして介護給付費準備基金積立金69万2,000円を減額計上致しまして、最終的な歳入歳出の均衡を図っております。

内容につきましては3の5ページ、3の6ページでございます。

まず、3の5ページの介護給付費準備基金積立金は最後にしまして、(2)の介護給付費交付金等返還金でございますが、平成26年度に国及び過去の実績等により申請を行いまして、概算交付された介護給付費負担金につきまして、精算により返還金が生じたため1,748万6,000円を補正するものでございます。

返還金の内訳につきましては、下段にございますように国庫負担分の介護給付費負担金施設等分743万473円、3の6ページでございますが、こちら国庫負担分の介護給付費負担金、その他分735万8,257円、県負担分の介護給付費負担金施設等分344万5,122円、また追加交付分と致しまして県負担分の介護給付費負担金その他分74万7,309円となるものでございます。

3の5ページに戻って頂きまして、上段の(1)の介護給付費準備基金積立金でございますが、こちらで最終的な歳入歳出の均衡を図ることと致しまして、69万2,000円を減額補正するものでございます。

以上によりまして歳入歳出それぞれ1,679万4,000円追加するというものでございます。

平成27年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては以上でございます。

委員長(高重洋介君) それでは、これより質疑を行います。

質疑については議案ごとに行ってまいります。

議案第47号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案について質疑のある方は順次挙手をお願いを致します。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 参考までにちょっと確認させてほしいんですけどね、というのは総括質疑とかで昨日の総務文教委員会において周知徹底とか、それから個人番号カードよね、これの発行等についての、ある意味で言やあ、法律で言えば国の責務と、こうなっとなんですが、竹原市の市長の責任みたいな議論もありました。それで、問題は個人番号カードが果たしてどこまで徹底するんか、というのは、改正マイナンバー法によって今の消費税の還付等もこのカードに基づいてなされると、こういうふうになってきとる訳ですよ。それで、そうしますと、一つの先行事例として住民基本台帳法に基づくカードよね、これが竹原市において現在累計どの程度発行されておるのかということについて、わからなければわからないで構いませんけれども、もし答弁できるなら答弁お願いします。

委員長（高重洋介君） 市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） 住民基本台帳カードでございますが、これ平成15年から交付しておりますが、平成27年8月末時点で市民に交付されている住民基本台帳カードは669枚で、交付率は2.4%となっております。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） ありがとうございます。いずれにしても、今のマイナンバー法に基づく条例制定よね、基本的にはそうした、ある意味で言えば周知徹底とか、あるいは理解度を深めてもらうというかね、という事についてはおそらく市民健康課の方で非常に大きなウエートを占めると思うんよね。議会の運営上総務課の方が条例は制定をして、議会の方へ提案をしたんじゃないけど、実質的にこのカード、そしてまた、ちょっと詳しい状況は長くなるんで言わんけれども、この個人特定情報に基づいた地域活性化等もいろいろと議論をされておるんよね。いわゆるビッグデータの活用等よね。そうしますと、おそらく市民健康課の方においてそこら辺のとか、今の介護もそうなるじゃろうし、それから生活保護よね、生活保護の、例えばいろんなその扶養義務のところの調査等がどこまで及ぶんかわからんけれども、相当プライバシーに関わる情報というのは、基本的に市民生活部が調査しなければならない個人情報、これの保有というんがかなりのウエートを占めてくるじゃろうと思うんよね。それで、同時に税務行政とあわせれば、ほぼ間違いなく、100%とは言わんけれども、情動的に言えば丸裸にできるような状況というんがある訳ですよ。そうした意味においてこれは部長の方から答弁願いたいと思うんですけれども、今のどういうふうにしてプライバシーの侵害を防ぐかということについても、総括質疑な

り、昨日の総務文教委員会でも議論になっただけですけども、基本的にシステムとして国、都道府県、市町村のこのピラミッド構造の中で、その中枢部分は国が責任を負わなきゃならないと思うんですね、そのシステム全体のセーフティーネットをどういうふうに張っていくかということですね。それで、今問題になっただけはおそらく、先般も新聞報道でありましたけれども、芦屋市における選管職員のUSBですかね、これを自宅へ持ち帰って、ある意味で言えば風呂敷残業によって自分のコンピューターでパソコンで処理したものが情報漏えいにつながったと、こういうことがある訳ですね。そうしますと、私は今のシステムの構築の中で市町村長が担うべき守秘義務、そうしたセーフティーネットというか、情報漏えいを防ぐ手だてというのは、基本的にはいろんなパスワード等の徹底も当然ですけども、そうした、言えばヒューマンエラーによる侵害というものを、これは100%あってはならないと思う訳ですね。そうした意味におきまして、再度このヒューマンエラーによるプライバシーの侵害事件が発生をしないための万全を尽くすということについて、再度周知徹底を図って頂くための取組をお願いしたいと思いますが、御答弁の方をよろしくお願いを致します。

委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） いわゆるヒューマンエラーに関わる懸念といいますか、御発言がございまして、竹原市においてもこの間いわゆる電算業務が行政事務に大きく導入される中で、従前のセキュリティー感覚と、それから現在のセキュリティー感覚というのは大きく変化をしてくれております。竹原市においてもセキュリティーポリシーを定めまして、職員がいわゆる委員御指摘のヒューマンエラーを防ぐために様々な取り決めないし啓発を行ってきたところでございます。今般このマイナンバー制度が全国的に導入されるということをもってさらにこのセキュリティーポリシーの、いわゆる職員のセキュリティーに関する感覚というものは特に重要になってくる、ヒューマンエラー許されないというのは従前から当然のことですけれども、さらにこの点については重要度を増してくるといいますか、認識を強くしなきゃいけないというふうに認識がございまして。当然そのシステムの制度設計そのものは国において行われるものでありますけれども、運用はやはり市町村において行うということですので、そこら辺は十分国、県の制度設計を十分竹原市、または県内他市、全国他市町村と相互に運用するという観点から、竹原市においても十分な各業務ごとの適切な運用と、それからセキュリティー感覚のさらなる充実といえますか、ことには努める必要がありますし、今後もそのように取り組んでまいりたいと

いうふうに認識してございます。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） いろいろと例えば生活保護に関する扶養義務のある親族への調査とか、様々な形でどういう情報を、今までそれがどういうふうな手続でなされ、またどういう情報を保有しておるかということについても確認をさせて頂きたい思いはありますけれども、これは手数料条例でありますから、またそれは、もうおそらく機会はないと思えますけれどもね、そうした意味においてそうしたことも踏まえて格段の、これはもうヒューマンエラーによる、あるいは興味範囲による、個人の興味というかね、好奇心によるような情報の収集とか、そうしたことは絶対にないように再度お願いをして、私の質疑は終わらせて頂きます。ありがとうございました。答弁結構です。

委員長（高重洋介君） よろしいですか。

その他。

松本委員。マイクを。

委員（松本 進君） マイナンバー制度の導入に伴って、総括質問とか、いろいろ私もこの制度そのものについてはいろいろ質問して、ちょっと明確な答弁がないというのが大変残念なんですけどね。漏えい防止というんが仮に保護できるということはほとんど不可能というかね、ですからそれをやっぱり前提した対策が要ということも言いましたけども、それに対しても明確なあれがないということで、それは前提としては大変残念だということと、個人のプライバシーの侵害の問題ですからね、これ一旦漏えいして、ごめんなさいという問題ではないと思うんですね。先ほどやっぱり今言われたような情報がやっぱり丸裸になる可能性があるということでは、私が言いたいのは、できるだけ国のシステムとしてはいろんな情報がこれからスタートして何年間で情報がやっぱり12桁の分とか、全部リンクするような仕組みがつくられる訳だけれども、最低やっぱり医療とか、やっぱり所得とかというたら、だんだんだんだんだめになるんか知らんけども、そういうやっぱり本人のプライバシーの中心的な分はやっぱり情報をやっぱり切り離すというようなことがやっぱりないと、完全には不可能じゃないかというんが前提としては上げておきたいんです。

それと、質問に関わっては、ちょっと簡潔に聞きたいのは、これは今日の手数料条例というのは再交付とかというんがありますから、ちょっと具体的にどうなるのかなということで、スタートが10月5日から通知して、番号があなたは何ぼですよと、それも着い

て、来年1月からいろんな職場とかいろんな運用が始まるんでしょうけども。それで、無くなった場合にですよね、紛失した場合の分のというんがありますから、ちょっと国の制度の知らせの分では、これは7ページ、8ページのところでマイナンバーカードの安全性ということで、8ページのところに万一紛失、盗難があった場合は24時間365日対応しますということがちょっとあるにはあるんですけども、今日ここで聞きたいのは、やっぱりもし紛失した場合のいろんな対応というんが、相談はまずここに電話するんかというんがあるんかもしれませんけど、市民としては市役所なり電話したりとか、どうしたらいいかとかなくて、あとはこの手続のために何が要るんかとか、一旦情報が職場で出したとかというんがあれば、どういう手続が要るとかね、そういった紛失した場合の再交付の手続にはこういう分が要る、あとは情報の書きかえと言うたらおかしいけど、紛失したら今度新しい番号が来るということになれば、その後の手続等含めてちょっと説明して、お願いしたいというふうに思います。

委員長（高重洋介君） 市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） カードを紛失した場合の手続についてでございますが、まず通知カードを紛失した場合ですが、住民票のある市町村に連絡して頂き、一定の手続を経た上で通知カードを再発行するか、個人番号カードの交付申請を行って頂くこととなります。その場合通知カードの再交付には今回提案させて頂きました手数料が必要となりますが、個人番号カードの交付申請につきましては、初回になりますので無料となります。

次に、個人番号カードを紛失した場合どのようにしたらよいかということですが、先ほど委員さんも言われたように24時間365日体制のコールセンターが設置されますので、直ちに個人番号のコールセンターまで連絡をして頂きます。第三者による不正使用等を防止するためカードの一時停止処理を行います。紛失した個人番号カードが手元に戻った場合は市町村窓口で一時停止を解除し、本人利用を再開します。紛失した個人番号カードが手元に戻らない場合は市町村窓口で廃止手続を行い、再交付を申請します。基本的には一つの個人番号を持っていることとなりますので、同じ個人番号で再交付されますが、不正利用が疑われる場合と本人の申し出により番号を変えることも可能です。

以上です。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 紛失した場合の再交付ですね、その具体的に本人の証明なるというんが、そこはちょっと含めてちょっともう一回説明を。

委員長（高重洋介君） 市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） 手続についてでございますが、市町村の窓口にも再交付申請書と本人確認書類を提出して頂きます。本人確認書類というのが、住民基本台帳カードとか運転免許証のような写真が掲載されたものであれば1点、そういった写真掲載の証明をお持ちでない方については、健康保険証とか年金手帳、学生証、社員証等を市町村が適当と認める2点の証明書を出して頂きます。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 最後にしますけど、それでそこはわかりました。

それであと、さっき住基カードの交付がちょっと宮原委員の質問で2. 何%でしたね、ものすごい低いじゃないですか。これはやっぱりどういうふうに理解しとったんですかね。そこだけ。

委員長（高重洋介君） 市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） 住民基本台帳カードの場合現状ですね、利用できるのがe-Taxですとか、限られておりますので、ちょっと利用は広まっておりませんが、個人番号カードの場合は国の方で利用方法をいろいろ検討されておりますので、個人番号カードについては住民基本台帳カードよりも交付は多くなるだろうと考えております。また、個人番号カードの場合は初回交付が無料となっておりますので、その点でも交付の申請者は多いと思います。

委員長（高重洋介君） よろしいですか。

その他ございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） マイナンバーのいわゆる流れもちょっとよく理解できてないんですけども、教えて頂ければと思います。まず、申請をしたということの申請の期間が、昨日も委員外議員の質問をさせて頂いたんですけども、9月25日までに申請をしてくださいというふうなことだと、第1段階だと思うんですけど、それに漏れた場合の対応がどうなのかという点と、それと昨日も確認をさせて頂いたんですけども、いわゆるマイナンバーが適切に管理されているかどうか特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視監督をするという、これは国が一括して行うことなので、いわゆる二重の権限を避けるために本市としてはないということであったと思います。

それと、であるならば、担当課がそれぞれ分かれていると思うので、そういった研修が

しっかりと行われているのか、現段階も。この1冊を見ても、内閣府だったり、総務省だったり、国税庁だったり、厚生労働省だっていうこともありますので、本市としてもかなりの課にまたぐ内容ではないかなと思ってます。より一人でも多くの職員の方が理解をして頂かないと、市民の対応が今現段階でいろんな質問なり、心配の声なりということがあろうと思うんですけども、そういうところはどうのように一括して、まず受けているのかということも教えて頂ければというふうに思ってます、研修制度等も含めてなんですけども。

それと、デメリットばかりではなく、初めてのことなので、比較的難しい取り扱いかな、先ほど住基カードのことも言われておりました、2%程度ということだったと思うんですけども、国の予想というかちまたの予想では、おそらくこれは7%程度ではないかというような懸念もあります。本市としてはどのぐらいの目標値というのを目指していこうとされているのか、それもお聞かせ頂きたいと同時に、行政のいわゆる事務的なことに対して簡素化するということがわかるんですけども、市民にとってどれだけのメリットがあるのかということをもう少し周知徹底を、国もそうです、県もそうです、一緒にあわせてしていかないといけないことではないかと思うんですが、1点、生活保護の不正受給を防ぐことができるということがあると思いますけども、民生などでいわゆる不正受給というのはどのようにして防ぐことがメリットになるようなマイナンバー制度なのか、もう少し詳しく教えて頂ければありがたいなというふうに思います。

それと、最初簡易書留で届きます、10月以降、届きますよね。これは赤ちゃんからお年寄りまでということですので、写真を張って返信用封筒で郵送するということだと思います。この場合スマートフォンでの顔写真を撮影して、ウェブサイトからもオンラインで申し込むことも可能ではないかというふうにあるんですけども、その辺のことについてもちょっとお聞きしたいなと思います。

それと、申請後、今度は交付通知が届いて、本人が役所まで出向いて個人カードを受け取らないといけないということになってると思いますけども、これはあくまでも個人が出向くということがこれ徹底してる。再度確認をさせて頂ければなというふうに思っています。

いずれにしても、通知カードの送付既にもう送付されてるところがあると思うんですけども、受け取ることができない方に対しての、送付はされてると思うんですけども、9月25日の締め切りです。今の現段階の状況をもう少し見せて、わかれば教えて頂ければなというふうに思っています。

委員長（高重洋介君） 市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） では、交付の申請の流れについてちょっとお時間頂いて説明させて頂きたいと思います。

まず、先ほど9月25日まで申請と言われていた件なんですけれども、その申請というのは、普通通知カードは住民票のあるところに申請しないでも送られるんですけれども、やむを得ない理由で住所地で受け取ることができない、DVですとか、虐待、入院入所等のやむを得ない理由により受け取れない方について住所地の市町村に申請することで現住地で受け取ることができるという登録の申請の制度がございます。これが9月25日までの期間となっております。

続いて、交付申請の流れでございますが、パンフレットの方で説明させて頂きますと、5ページをお開きください。

10月以降に簡易書留で送付をされます。ポイント2をごらんください。簡易書留の中身にはマイナンバーの通知カードと個人番号カードの申請書と返信用封筒、それに説明書が入っております。その申請書を郵送で申請するか、またはオンラインで申請するかをすれば、来年の1月以降に交付通知書が送られてきます。その時には既に送られている通知カードとその送られてきた交付通知書、それから先ほど説明しました本人確認書類を持って市町村の窓口に来て頂いて、交付をすることになります。その本人が市町村の窓口に来て頂くということは、これは成り済ましを防止するために確実な本人確認が必要となってきますので、徹底をして周知をしていきたいと考えております。

続いて、病気とかで来れない方でございますが、御本人が病気、身体の障害、その他のやむを得ない場合により交付場所にお越しになることが難しい場合に限り代理人にカードの受け取りができます。その代理人は法定代理人と委任状を持った任意代理人が来ることができます。ただ、この場合の本人確認書類は必ず写真が掲載された運転免許証とか旅券とか、そういったものを持参頂くことになります。

あと交付の見込み、個人番号カードの交付の見込みなんですが、今年度3月末までの見込みとしましては、人口の5%程度、約1,400枚の交付を見込んでおります。これは住基カードの全国普及率が5%となっておりますので、これぐらいの交付があるのではないかと考えております。

委員長（高重洋介君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 不正受給ということで生活保護の話もございました。パンフレ

ットの方の1ページ目にもございますように公平公正な社会の実現ということでございます。生活保護もそうですし、ほかの各種手当もございますが、主には所得やその状況等を当然把握する際にこのマイナンバー制度の活用ということで、負担や不当に免れることや不正な受給の防止に役立てるということで、こちら記載にございますように本当に困っている方へのきめ細やかな支援ということも大変大きなメリットと考えておりますので、その点よろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） はい。

市民生活部長（今榮敏彦君） 研修に関してですけれども、先般全庁の全職員を対象にしたマイナンバーに係る研修会を実施しております。これはこの事務がやはり委員からも御提言ありましたように大変市民に対して市民全体に関わる制度であるということをもって、やっぱり職員としても職を問わず、全員にその研修機会を与え、その制度の周知を啓蒙を図っていくという目的で実施をしております。そのほかにももちろん組織的に義務づけられているその庁内体制はもとより、庁内にいわゆる横断的な連絡調整を図るための会議、組織を実施をして、その中で多岐にわたる国からの連絡事項等を情報共有をしまして、いわゆる安全に確実にこの事務が進められるような体制整備ないし啓発、情報収集を行っているというのが今の状況でございます。今後ともこの点については、制度がどういうふうな形で進んでいくかという状況も見ながら進めていかなければならないことだというふう認識しております。

委員長（高重洋介君） 道法委員。

委員（道法知江君） 昨今財務省の方からもいわゆる来年度の軽減税率の10%に行く時にこのカードを使ってということだったと思います。そうすると、ともするとそれがすごく心配なことで、子どもがそのカードを持ってパンを買いに行くというようなことが懸念されてると思います。そういった国の、まだそれはまだまだこれからのいろいろな議論だと思いますけれども、あらゆるところから市の職員が本当に全庁上げて、部長が言われてたようにお互い情報交換しながら同時にしっかりと周知、理解をして頂いて、市民の皆さんがいろいろな角度から質問があると思いますので、それに適切に対応して頂けるようお願いしたいなと思います。

以上です。

委員長（高重洋介君） 答弁はよろしいですか。

委員（道法知江君） 結構です。

委員長（高重洋介君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 私もこの交付の時、再交付のことですよね、紛失した時というのは懸念されたんですけども、今の質問聞いて、是非そのような方向でお願いしたいというのと、やはり本人確認っていう部分がどうしても今までの選挙の期日前なんかを見てもそれでいいのかなという部分がありました。このマイナンバーっていう制度はものすごいシビアな部分がありますので、ほかのこともそうですけども、税金のことまで入ってくるんだと思うんです、将来的にはね。だから、本人確認だけは確実にやって頂きたい。

それで、見込みの部分が今出てましたけども、この制度は本当は100%全員がナンバー持たないと制度として成り立たない。持ってる人がメリットがある人もあるかもしれませんが、持たない方がメリットもあるような感覚もあります。ですから、是非全員の方に持って頂けるような、そういうこともあって消費税のことがマイナンバーでっていうの出てるのかもしれませんが、そういうちょっとしたおいしいことがあるんで持つんじゃないくて、義務として、いろんな不正ができないという部分ある訳ですから、非常に大事な制度だと思ってますので、是非完璧なものにして頂きたいという思いでいっぱいです。是非よろしくお願いします。そのあたりはどのように、部長、思われてますでしょうか。

委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） いわゆるマイナンバー制度は運用して初めてその制度の成果が上がるということになると思いますので、もちろん個人番号というものは通知カードによりまして各それぞれ住民登録のある人間にはそれぞれ付番されるという制度ではありますけども、多岐にわたりある行政事務に関して、限定的ではありながらこの制度によってしっかりと運用させようという制度でございますので、やはり個人番号カードまで到達するという委員の方からお話がありましたところは大変重要なことになるというふうに思っております。様々消費税に関わる諸課題とかございますけれども、一定には個人番号カードが皆さんから御懸念がある発行のパーセンテージの上昇に向けた取組は進めなければいけないというふうに思っております。国の方もやはりフェース・ツー・フェースの交付というものは原則としつつ、やはりこの個人番号カードの普及といいますか、そういうものに向けた手続について今般いろいろ通知等も届いているようでございますので、今いわゆる一例を挙げますと、企業などで一括してその申請ができる、確実な本人確認が担保されることが前提ではありながら、そのようなことも一定には方向として示されるやに認識

してございます。通知から国の方の情報を十分に受けとめて我々も1月以降の対応にはしっかり臨んでいきたいというふうに思っておりますので、何卒御理解のほどよろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） ないようでしたら、続きまして、議案第53号平成27年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑のある方は挙手にてお願い致します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） 続きまして、議案第54号平成27年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑のある方は挙手してお願い致します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） ないようでございますので、一旦保留とします。

委員外議員の通告書がございませんので、その他、他議案、関連報告並びに行政報告を行うため暫時休憩と致します。

午前10時52分 休憩

午後 2時48分 再開

委員長（高重洋介君） じゃあそれでは、休憩を閉じて会議を再開致します。

本委員会の付託案件についての質疑について、本日はこの程度にとどめ、次回は17日の10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会致します。

御苦労さまでした。

午後2時48分 散会